

お知らせページ

○ ハスカップ・セミナー 2012 No.4 ○

日時：9月25日(火) 18:30～20:30

会場：東京ボランティアセンター セントラルプラザ 10階
(JR 飯田橋西口下車2分)

内容：介護弁護士流 介護トラブルの解決法 外岡潤さん

参加費：1500円

申し込み：ファックス 03-3303-4739

○



○ 第37回 認知ワーキング ○

テーマ：「地域での認知症の発見指標作り」

・NHK「名医にQ・認知症まとめスペシャル」を題材に

日時：10月7日(日) 11:00～13:30

会場：千代田富士見区民会館 (JR 飯田橋西口下車4分)

参加申し込み：090-5998-2745 藤原宛

○

○ 第10回 介護に働く仲間の集い ○

日時：10月8日(月) 11:00～15:00

会場：青陵会館

(地下鉄永田町駅6番出口徒歩3分)

参加費：無料

申し込み：03-5842-5620(FAX) 阿部宛

○

○ 全国自治労介護集会 ○

日時：10月14日(日) 9:30～15:30

会場：東京ファッションタウンビル
TFTビル東館9階

(りんかい線「国際展示場駅」下車徒歩5分)

第2分科会テーマ

「訪問介護から見た現状とこれからの在宅介護」

分科会講師：藤原るか

○

○ 第1回「介護の学校」 東京分校 プレ平日企画 「楽しく歩こう！高尾山ハイキング」 ○

日程：10月11日(木)

集合：11:00 新宿京王線改札口

参加費：交通費、交流会費などで5000円位

持ち物：歩きやすい格好(2時間位歩きます)とお弁当

連絡先：090-5766-6556 根橋宛

○



共に介護を学びあい励まし合いネットワーク

〒142-0063 東京都品川区荏原1-24-23 角田アパート1F Tel・Fax：03-3787-3117

PCアドレス：ruka@ga2.so-net.ne.jp

編集責任者：藤原るか

CLA だより 第23号 12/09/21

発行：共に介護を学びあい・励まし合いネットワーク



「CLA (クラ)」はラテン語で憂い、辛さ、気遣い、共感などと云った意味で、英語のキューアーやケアの語源です。



奈良県橿原市の藤原宮跡のコスモス (撮影・北出千万城)

第18回 社会福祉研究交流集会 in 福島 「原発被害と暮らし・福祉」

現状を学びたい！と当日、勤務をやりくりしながら新幹線で福島まで、駆けつけてくれた、頼もしい仲間、石川さん（埼玉）、阿部さん（福島）に感激！

新幹線の福島駅からそれぞれ3台のバスに分乗して、一路、福島第1原発半径20Km圏内の「立ち入り危険区域」ギリギリまでバスで接近する。

「日本の国内に立ち入れない区域ができるなんて！信じられない」との感想を話した。和田さん（東京）本来なら、実り豊かな秋の田畑が草ぼうぼうとなつたて、目の前に広がっていました。その中に流されたままの車の数々。

阿部さん（福島）育った村、父親はまだ線量の高いエリアに一人暮らし。成長期のお子さん3人を抱えて「福島に残っている事も、避難する事もどちらに対してもこれからの不安は計りしれないけれど、何が真実か！を知った以上は解決に向けまっすぐ進みたい」との気持ちで参加は決めてくれたけれど、厳しい現実となまなましい当時を思い出して一時フラッシュバックした阿部さん震える肩が隣から見ても痛ましかった、東京の櫻井さん（田舎が福島）は「朝もぎのもも」を持参で参加者を励ましてくれました。

総勢150名、その内ヘルパーさんは6名でした。ご参加ありがとうございました！

（藤原記）



立ち入り危険区域



流されたままの車



無人の村

桜井和代「ヘルパーのひろば」より転載

南相馬市をバス3台で視察。ここで郡山の阿部さんと再会。困難ななかでも笑顔を失わない姿に敬服。新たな歌も創作中とのこと。（CDの紹介欄参照）バスは、福島駅西口から、渡利、川俣村、飯館村を通過して南相馬市鹿島区に。そこで見た光景。飯館村は1年たって荒れが加速している。かつて日本一美しい村と言われたところ。ブランド牛はもとより、数々の美味しい野菜を産した村。絶品のコーヒーを提供する洒落た喫茶店もあった。そこが無人の村になっている。1年前、原発事故3か月後に訪れたときは、まだ人

の手入れがなされている美しい村の痕跡があった。しかし今、田畑はその形も見えないほどに草で覆われている。そして南相馬市。バスの車窓から一面の緑の草むらが延々と広がっているの見える。それは、復旧が進んでいるというのではない。何の手だてもなされず見捨てられた土地に、草が生え瓦礫などを覆い尽くしているだけのこと。被災当時のまま横転した車、1階部分ががらんどうになった家々が草むらの中に埋まっている。要するに1年前と何も変わっていないのだ。（後略）

第2回 「介護の学校 東京分校」実行委員会の報告

平成24年9月2日 14:00~16:20

1. 青森ビデオ鑑賞の後自己紹介と感想の交友

2. 開催について

12月9日（日）10:00~16:00→会場の関係で12月8日（土曜）に変更

3. テーマ「大安・吉日、介護職に乾杯！」（案）

～やめないで！介護の魅力を語りつくそう～か発信しよう！

4. プログラム 介護職が元気になれる内容で

*日曜変更の為時間等次回検討

10:00 オープニングコンサート（じゅんじゅんコンサート）

10:30 「目的」を発信 青森・校長の挨拶 篠崎
実行委員長発信（現場の声、利用者の声）

11:20 休憩

11:30 映画鑑賞『毎日がアルツハイマー』弁当を食べながら鑑賞

13:20 休憩

13:30~15:30 分科会

第1分科会 「介護職は何故？働えないのか」小竹雅子・根橋

第2分科会 「認知症あれこれ」井上・内藤

第3分科会 「介護保険・苦しめている正体」桜井

第4分科会 「医療行為」篠崎 石川

第5分科会 「労働環境・専門性」藤原

第6分科会 「この指とまれ！デイの仲間」森

16:00 閉会

5. 体制 実行委員長・・・藤原昭加

副実行委員・・・桜井和代

事務局長・・・根橋圭子

財政・・・雨宮ゆり子

宣伝、企画・・・大船

記録、カメラ・・・源川 準

6. 夜回 日曜 10月 7日（日） 14:00~ 富士見区民館

（JR飯田橋徒歩4分）

宣伝・予算・テーマや企画内容の詰めその他

書籍紹介

9月中に関係者から3冊本が出ましたので紹介させていただきます。
(すべて著者割引2割で取り扱っています)



① 介護の質「2050年問題」への挑戦 —高齢化率40%時代を豊かに生きるために

森山千賀子・安達智則編著 クリエイツかもがわ 2,200円

2007年にスタートした「介護の質研究会」。研究会が定義した「介護の質」介護の質向上を今すぐにも取り組む現代社会の課題であり、国と自治体は介護の質を上げてゆくための政策体系に基づく行財政の公的責任を果たし、介護事業者は非営利原則に立って良質の介護サービスを提供し、介護労働（ケアワーカー・ホームヘルパー）は利用者を物扱いせず、人間としての会話を楽しみ、介護の質をもっと高くできる最前線にいる事を誇りに思い、家族・親族と市民ボランティアは介護と自己実現の両方を目指すことは恥ずべきことではないとの自覚を持つことだと答えます。さて、あなたの考える「介護」とその「質」への評価尺度は？誰もが介護に関わる時代を見つめてみませんか？



② 人間発達と介護労働

石田一紀著 かもがわ出版 3,000円

介護労働の定義……国民の側に立って、生活問題の視点から個々の人の生涯とおした発達と生存権を保障する労働。

本書は、介護労働の源泉である家事労働の共同性に注目することにより、そこから介護労働の普遍的な規定と介護労働が普遍的に培う労働能力について究明した本。

③ 介護士は見た！ ～世にも奇妙な爆笑！老後の事例集～

藤原るか著 幻冬舎 760円

のんだく来て「ふざけんじゃない！」を連発する自称「魂のヘルパー」(笑)のビデオを編集してユーチューブにアップしてくれた友人(みながわじゅんさん)のおかげで、ヘルパーの仕事ぶりが「本」になりました。さすがにコピーが読者を引き付けてくれるかもしれません。専門書とは違って、「介護の世界」をヘルパーの目から見えて一般の方が気軽に読める作品。しかし、評価は？ヘルパーになんてならない！なんて事になったら責任とれませんか。現状には黙っていられないという気持ちは伝わりそうです。

Now Printing

こんな事があってもよいのか？ EPB 調査と厚生労働省の論点その1

政府・厚生労働省はこの4月より実施している生活援助（掃除・洗濯・調理・買い物等）の1つは平均15分であり、要介護者はこの内1～3つの組み合わせが多いので45分という論拠（エビデンス）で委員に調査途中の段階で提示し決定しています。今月号では委員会での論議の様子を紹介します。

来月号ではEPB調査が5月に報告された内容を分析。調査内容も報告内容も委員会の報告と違った内容となる「驚くべき状況」を掲載予定です。（編集部）

これは「介護給付費分科会」2011年11月に実施された委員のやり取りです。

（注：生活援助に係らない部分は編集部の責任で一部削除しております。）

○田中（雅）委員

まず、第1点、論点1にあります生活援助の時間区分等の見直しについてでございます。今ほど、馬袋委員からのお話、また、振興課長からの説明があったところで理解ができるかと思っておりますが、理解をしなければいけないのかなと思っておりますが、今回の45分というのは、あくまでも実態を見ての45分という時間の区切りだと、今、聞いたところでございます。資料の3ページ、4ページを見ていただきたいんですが、私も現場にいる者として、実際、データを取ってみれば、1つの行為は15分未満の場合もあると、これは確かに理解できるのですが、例えば洗濯は46.5%が15分未満であったと言っております。しかし、調査の時点でどうであったのか知りたいんですが、むしろ洗濯という行為を現場で聞きますと、洗う準備、それから洗濯機で洗う、それから干す、取り込む、場合によっては洗濯物をたたむという行為が連続してあるというふうに聞いております。それであるならば、それらの行為は15分で終わるものではありません。そういう意味において、この15分というのは、あくまでも洗うまでの準備にすぎないのではないかと思っております。なぜ洗濯というのは15分で充分だと記述していることについて御説明いただければと思っております。

また、要介護1で、実際に訪問介護サービスを利

用している、ある利用者の例を見ますと、独居の高齢者の場合でございますが、この方の場合は、訪問してから、生活機能向上という観点も取り入れ、家事をともにしながら散歩の介助もすると。そのメニューも、例えば晴天であれば、確かに散歩といいますが、ある意味では生活リハビリ、歩行です。なるべく外出の機会を取って下肢の機能を高めるという援助もあるのかもしれませんが、それが雨の日になれば、当然できないわけです。そういった場合においては、ともに行う調理だとか、整理整頓、そういった形で、場合によってはサービスメニューは変わってくるわけです。

そういうことを考えますならば、一律に1つの行為は15分未満で済む場合が多いということで切ったり、あるいは45分未満、以上ということで切ることは、むしろ利用者の方が不安が多いのではないか。確かに一部には、自立支援に資さない、すなわちただ漫然と時間を過ごしているサービスがあるという指摘、研究データもあるところは十分承知しておりますが、この当たりについて、今後、もっとも利用者生活実態に即した形の議論を進めていただきたいと思っております。

○川又振興課長

最初の生活援助の提供時間のグラフでございますけれども、3枚目です。これは、いろいろ洗濯云々

の定義がございませけれども、生活援助の中は、この調査をしたときはサービスの準備等、それから掃除、洗濯、ベッドメイク、医療の整理、被服の補修、一般的な調理・配下膳、買い物、薬の受け取り、その他というような形で生活援助については**カテゴリ分けをして調査を取っております**。なお、ともに行うものについては、むしろ身体介護の中の自立生活支援のための見守りの援助という方でカウントしているということでございます。洗濯の中でどこまでと言うのは、記入者に一部任せられるところはあるかと思っておりますけれども、その中で、このようなデータが出てきたと。なお、このデータについては、3,080の配付をしておりまして、**回収率92%で、保険者、事業所、それから要介護度ごとにバランスよく調査をしております**ので、回収が92%の回収率でやっていますので、かなり一般的な状況を示しているデータではないかと考えております。

○大森分科会長

データはそうなんですけれども、彼女の質問はそうじゃなかったとおもうんだけど、ちょっともう一度。

○田中（雅）委員

もう一度いいます。洗濯というのは、基本的に私どもが関わる部分は、洗濯物を集めて洗濯機に入れる、電源を入れる、回す、それから洗濯機が終了してから、それを干す、それから取り込む、たたむという一連の行為があります。勿論、関わっていない時間は洗濯機は動いているんです。最近の最新のドラム式を見まして、聞きましたら、ドラム式でも36分かかるんですよ、それから、そうではないものは50数分というものも聞きます。そういう実態を見ますならば、洗濯という行為が15分で終わるから、特に4ページを見てほしいんですが、洗濯15分、掃除15分だから、36分この方はいいですね、だから45分未満のサービスで良い方なんだということが言えるのかどうかということです。私が申し上げたいのは、そういう意味での生活実態です。

○川又振興課長 勿論、洗濯としてこのヘルパーさんが関わっている時間ということでここに計上され

ていると思っています。別に45分で全部終わらなければいけないということではなくて、その区切りをして45分というところで区切ってはどうかということなので、45分以上、勿論カテゴリーとしてあるわけですので、そこは状況に応じて、45分以上の行為をやってはいけないということではないということは言うておきたいと思っております。

○大森分科会長

洗濯するときに、洗濯機の前にずっといるわけではないでしょう。そういうことを言っているの、そういうことを答えれば済むんだよ。

○川又振興課長

洗濯機の前で待っている時間ということではなくて、洗濯にヘルパーさんが、実際に関わった時間ということです。以上です。

○大森分科会長

村川さん、どうぞ。

○村川委員

訪問看護の関係について、意見及び質問を申し上げたいと思っております。

まず、今回の論点1にあります45分という区分の提起につきましては、費用の効率化というような点では、わからなくはないわけではありますが、この短時間ケアという事柄について、調査データが確かなものか、先ほど3,000ほど投げかけて92%の回収ということでありましたが、この訪問看護の事業所というのは、多様な法人によって担われておりますから、企業系、非営利系、非営利系も社福法人、社協、NPO、医療法人、生協、農協いろいろあると思っておりますので、そういったものをカバーしたのかどうかということをお尋ねしつつ、**基本的に、資料出所となっている株式会社EBPによるところの、これはできたら全文を是非見させていただきたい。そうでないと、部分的な表明だけでは根拠というにはいささか不十分ではないかという印象を得ております。**

と申しますのは、先ほど田中委員からも幾つか御意見がありましたけれども、利用者の方々、多くの場合、1時間程度の契約ということで、十数年間やっ

てこられた経過があるわけですから、これは単なる報酬改定というよりも、事実上の制度変更というふうに、これは利用者にとっても、事業所にとってもそういう意味のある変更ですから、やはりそういう重みをもってやはり考えられるべきであって、45分が絶対にだめだと言っているわけではなく、仮に45分に移行するとした場合にも、これまでの利用者の方々の御判断として、1時間程度の利用がベターだという、生活の成り立ちもあるわけですから、45分から先の時間のつなぎといったようなことについて、配慮があるのか、ないのか、その辺も明らかにすべきではないかという気がしております。45分ケアで納得される方も勿論出てくると思いますが、そうではない方の場合も考慮した上で、これは15分刻みになるのか、何分刻みになるのか、そういうような組立てなどのお考えがあるのか、ないのかといったようなこと。それから、恐らく事業所側においても、先ほど馬袋委員からも幾つかありましたが、恐らくこれは移動時間等も含めたシフト変更等にも関連していく事柄であろうと推察もされるわけで、私としては反対というわけではないんですが、やはり根拠をはっきりさせた上で、納得された上でこれが行きませんと、単なる報酬の金額改定という話ではない、そういう意味のある改定という

ことでありますので、やはりそのところの手続きをはっきりしていただく必要があるのかなと思っております。

○川又振興課長

生活援助の調査ですが、今年度の調査でございまして、まだ、報告書等はできておりませんが、この議論に資するためにデータとして御提供させていただいているところでございます。

なお、サンプルにつきましては、全都道府県、ただ被災3県を除いておりますけれども、全都道府県、それからその都道府県ごとに10の保険者を選びまして、それぞれの保険者から1事業所、その事業所の中から、要介護度別に要支援から要介護5までということで、一助のデータということで任意に抽出をしておりますので、その**法人等のばらつきについても、実態を踏まえたばらつきになっているのではないかと考えております。**

なお、45分のところでございますが、繰り返しになりますが、45分以上やっはけないということではなくて、45分以上というカテゴリをつくるということでございますので、必要なサービスを制約する趣旨ではないことを申し上げたいと思



CD 紹介

福島県郡山市在住で訪問介護事業所に勤務する友人のあべじゅんさんが、東京在住のガイヘル・シンガーみながわじゅん氏とタグを組み、故郷（＝福島）に捧げるCDを発表しました。タイトルは『ふくしまより・・・』。「生きるために歌っていた」とあべさんが語る通り、福島に住んでいるからこそ見えるもの・感じたことがそのまま歌になりました。「いとしい娘（あなた）たちへ」「フクシマ人だから言えること」「ロックンロール・トラクター」「しあわせになるために」など珠玉の九曲。

価格：2500円

販売元：ピュアフィールドズミュージック (<http://purefields.com>)

